

(平成25年5月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認四国地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |

## 四国（香川）厚生年金 事案 1048

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を13万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 13 日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚が、「同社では、申立期間に在籍していた社員全員に賞与が支給されていた。」旨供述している上、申立人と同様に申立期間における標準賞与額の記録が無かった複数の同僚が所有する平成17年冬季賞与明細表によると、申立期間において、当該同僚に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録の申立人の標準報酬月額及び標準賞与額（平成17年7月12日付け夏季賞与分）、並びに複数の同僚から提出された給与明細表、賞与明細表及び源泉徴収票等に基づき、平成17年中に申立人に支払われた給与及び夏季賞与から控除された社会保険料（年間合計額）と申立人に係る同年分の給与支払報告書の社会保険料額を検証したところ、算出される額は、標準賞与額（13万円）に見合う厚生年金保険料控除額であることが推認できる上、当該標準賞与額は、申立人の主張する賞与額とおおむね一致している。

さらに、当該標準賞与額、平成17年中の給与振込額から算出される報酬月額及び夏季賞与額を合算した金額は、同年分の給与支払報告書で確認できる年間給与収入額と申立人に支給されたと考えられる通勤手当の年間合計額を合

算した金額と一致している。

加えて、上記同僚の一人から提出された平成16年12月から17年11月までの給与明細表並びに同年夏季及び同年冬季賞与明細表に基づく給与収入額及び社会保険料控除額（いずれも年間合計額）は、当該同僚から同時に提出された同年分の源泉徴収票における給与収入額及び社会保険料控除額とそれぞれ一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社から13万円の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。